

平成19年度

社協における権利擁護システムに関する
調査研究事業

最終報告書

～沖縄県内の権利擁護の取り組みのランドデザイン～

平成20年3月

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
社協における権利擁護システムに関する調査研究委員会

はじめに

平成 11 年に事業が開始された地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）は、地域で暮らす判断能力が不十分な方々への支援事業として、各都道府県・指定都市社会福祉協議会が事業実施主体となって取り組んでおります。

本事業は、近年の社会福祉基礎構造改革において、福祉サービスの利用が措置から契約へと移行する中、判断能力の不十分な方の適切な福祉サービス利用を支援し、福祉サービス提供者と利用者の対等な個人間の意思決定が形成されることを狙いとして開始されました。現在では、高齢者、障害者の虐待、権利侵害防止の役割等も担っていることが、全国社会福祉協議会の調査でも明らかにされており、また、障害者の在宅生活促進においても、その役割が期待されています。

本県においては、本事業のニーズは高く平成 20 年 3 月末現在、累計契約件数 582 件、相談件数 86,988 件の実績をあげています。

しかしながら、事業利用契約や相談の伸びに応じて、専門員の配置などの措置がされてきているものの、現在、事業利用希望に対応できず、契約待機者が多く発生している状況が、明らかとなりました。

本会としては、事業費の確保の課題も含め事業の実施体制等について見直す必要があるとの問題認識のもと、本事業のニーズや効果、事業の実施内容全般にわたって実態調査を行うことにより、事業の実施体制や事業のあり方について検討を加えるため、各専門機関の協力により「社協における権利擁護システムに関する調査研究委員会」を立ち上げました。

さらに、本調査研究委員会においては、社会福祉協議会が地域での権利擁護活動について具体的にどのような役割を担っていく必要があるのか、総合的な検討を加えました。

今回、報告書をまとめるにあたりましては、本調査研究委員会委員の皆様の積極的なご議論をいただき、社会福祉協議会が取り組むべき権利擁護システムについて貴重なご提言をいただきました。権利擁護システムは、社会福祉協議会のみならず行政や市民や様々な関係機関が、重層的かつ包括的に取り組むべき 21 世紀前半の喫緊の課題として、早急につくりあげなければなりません。

今後、すべての県民が地域で安心して暮らせる福祉社会を実現するためには、国、沖縄県をはじめ、市町村行政および各関係機関の十分なお支援、ご協力なしには実現できません。これまで以上のご理解を賜りますようお願い申し上げますとともに、本報告書が活用され、だれもが安心して暮らせる地域社会の醸成に寄与することを願ってやみません。

平成 20 年 3 月

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
会長 新垣 雄久